

原告 甲野松子

コメントの追加 [1]: 原告（利用者側）は利用者の相続人です。

被告 株式会社乙山  
同代表者代表取締役 丙川竹夫

コメントの追加 [2]: 被告（事業者側）は株式会社です。

## 主文

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

コメントの追加 [3]: 原告（利用者側）の請求は認められませんでした。

## 事実及び理由

### 第一 請求

被告は、原告に対し、一八五七万〇八〇〇円及びうち一六五九万四八〇〇円に対する平成二二年九月二九日から支払済みまで年五パーセントの割合による金員を支払え。

### 第二 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求として一六五九万四八〇〇円及びこれに対する平成二二年九月二九日から支払済みまで民法所定年五パーセントの割合による遅延損害金の、不当利得返還請求として一九七万六〇〇〇円の各支払を求めらるものである。

コメントの追加 [4]: 事案のまとめのパートです。

コメントの追加 [5]: 有料老人ホームに入居した利用者が褥瘡を発症して、入院後に死亡したケースです。

#### 一 争いのない事実等（認定事実は末尾の括弧内に証拠を掲記する。）

コメントの追加 [6]: 事実確認のパートです。

(1) ア 被告と丁原花子（大正八年三月二五日生、以下「花子」という。）は、平成二〇年二月一六日、有料老人ホーム入居契約、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護利用契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

コメントの追加 [7]: 時系列です。

イ 花子は、被告に対し、本件契約に基づき、入居時一時金として入会金七〇万円及び入居保証金二九〇万円を支払った。

(2) 花子は、前同日、被告が運営する有料老人ホーム（以下「本件ホーム」という。）に入居した。

(3) ア 花子は、遅くとも平成二二年一月五日に褥瘡を発症した（ただし発症時期が前同日に先立つ日であるか否かについては、当事者間に争いがある。）。

イ 花子は、本件ホームに入居中の同月一〇日、医療法人〇会〇総合病院（以下「〇総合病院」という。）に入院した。

(4) 花子は、平成二三年七月二一日死亡した。

(5) 被告は、平成二五年一月二七日、原告を被供託者として、入居保証金の返還債務

H19.12.17 左右大転子部に褥瘡を発症  
H20.2.16 有料老人ホーム入居  
H22.6.11 仙骨部に皮膚剥離  
H22.10.29 仙骨部に褥瘡を発症  
H22.11.5 皮膚科の医師の診察  
H22.11.10 総合病院に入院  
H23.7.21 死亡

の履行として三三万八一四八円（元金二九万円及びこれに対する支払日の翌日から平成二五年一月一日まで年六パーセントの割合による遅延損害金）を供託した。

## 二 争点

### (1) 争点一（花子が仙骨部に褥瘡を発症したのは、平成二二年九月二九日ころか）

（原告の主張）

花子は、平成二二年九月二九日ころ、仙骨部に褥瘡を発症した。

（被告の主張）

否認する。花子が仙骨部に褥瘡を発症したのは、同年一月五日である。

### (2) 争点二（被告は、花子につき褥瘡・尿路感染症の発症を予防する注意義務及び医療機関を受診させるべき義務等に違反したか等）

（原告の主張）

ア 被告は、本件契約に基づき、花子につき患部の圧迫を回避し、患部を清潔にし、栄養管理等を行った上、患部を観察して、褥瘡の発症を予防し、発症した褥瘡に適切なケアを行い褥瘡の悪化により入院することがないように褥瘡が生命身体に重大な危険を生じさせるおそれがある状態に達したとき（平成二二年九月二九日、遅くとも同年一月一日）までに専門医を受診させる注意義務があるのにこれを怠り、二時間おきの体位交換を行わず、オムツの交換を行わず患部の清潔を保持せず、客観的なデータに基づいた栄養状態の把握や維持改善を行わず、臀部を観察せず、同年一月五日まで皮膚科を受診せず、上記注意義務に違反して、花子に褥瘡及び尿路感染症を発症させた（以下「本件不法行為・債務不履行」という。）。

イ A 花子は、上記褥瘡及び尿路感染症により精神的苦痛を受け、その慰謝料額は一五〇〇万円が相当である。

B 花子は、本件不法行為・債務不履行により褥瘡及び尿路感染症を発症・悪化させ、平成二二年一月から平成二三年七月までの間、西部総合病院に入院し合計一二七万九八〇〇円の医療費の負担を余儀なくされた。

C 原告は、本件請求のため弁護士を委任することを余儀なくされ、本件不法行為・債務不履行と相当因果関係がある弁護士費用は三一万五〇〇〇円である。

（被告の主張）

いずれも否認し争う。

### (3) 争点三（被告が返還すべき入会金・入居保証金の有無等）

（原告の主張）

ア 入会金は平成二四年四月以降施行の老人福祉法二九条六項に違反し、著しく利用者の利益を不当に侵害し公序良俗に反するものであるから、消費者契約法一〇条により無効である。被告花子から入会金として七〇万円の支払を受けたことは、法律上の原因なく花子の財産により利益を受け、そのために花子に損失を及ぼした。

イ A 花子は、〇総合病院に入院した平成二二年一月一日に本件ホームを退去した。

B 花子が本件ホームに入居していた期間に対応する入居保証金の償却額は一六二万四〇〇〇円である。

(被告の主張)

いずれも否認し争う。花子が本件ホームを退去した日は平成二三年二月三日である。

#### (4) 争点四 (原告は本件請求に係る花子の被告に対する債権を取得したか)

(原告の主張)

原告と丁原梅子は、花子を相続した。

丁原梅子は、原告に対し、平成二三年一月一五日、花子から相続した本件請求に係る花子の被告に対する債権を贈与した。

(被告の主張)

否認し争う。

### 第三 裁判所の判断

#### 一 《証拠略》によれば、以下の事実が認められる。

(1) ○診療所の医師は、平成一九年一月一七日、花子が右大転子部四cmポケット形成Ⅲ度・左大転子部Ⅱ度の褥瘡を発症していると診断した。

(2) 花子の仙骨部に、平成二二年六月一一日、皮膚剥離(○・三×○・五、○・六cm程度)が認められた。

(3) ア 花子の同年九月二九日付け介護日誌には、同日午前中花子の仙骨部に一cm程度の褥瘡を認めた旨、別の入所者が同日運動会を欠席した旨の記載がある。

イ 花子は、同年一〇月一二日、臀部表皮に剥離と出血を認められた。

ウ 花子は、同月二九日、一cm程度の仙骨部表皮剥離とその周囲が黒くなっていると認められた。

エ 花子は、同年一一月五日、臀部の皮膚状態の悪化を認められ、医療法人○会○クリニック(以下「○クリニック」という。)皮膚科を受診した。

オ ○クリニックの医師は、前同日、花子を診察し、直径五～六cmで全体的に皮膚が壊死し、皮下にポケットを生じている褥瘡を認め、一部壊死した組織を全体的に除去することはできず少しずつ除去するという治療方針を立てた。

カ 花子は、同月七日にも、臀部の皮膚状態の悪化を認められた。

キ 花子は、同月八日、○クリニック皮膚科を受診し、同クリニック医師は、壊死組織が拡大していると診断し、壊死組織の一部を除去した。

ク 花子を回診した医師は、同月九日、翌日入院を前提に花子を○総合病院に受診させるよう指示した。

ケ ○クリニックの医師は、同月一〇日、○総合病院医師に宛てて、花子について臀部褥瘡を発症し食欲不振である旨の診療情報提供書を作成した。

コメントの追加 [8]: 裁判所の判断のパートです。

コメントの追加 [9]: 事実確認のパートです。

コ 花子は、前同日、〇総合病院内科を受診した。  
サ 西部総合病院の医師は、同月二日、上記診療情報提供書に対し、花子に高度の炎症を認め、褥瘡の措置を入院の上施行する旨を返答した。

(4) 被告が本件ホームにおいて運動会を実施した日は同年一〇月二十九日であった。

## 二 争点一、二について

(1) ア 以上のとおり、花子の平成二二年九月二十九日付け介護日誌には、同日午前中花子の仙骨部に一cm程度の褥瘡を認めた旨の記載があるが、花子が入所していた本件ホームで運動会が開催された日は同年一〇月二十九日であり、上記介護日誌は誤った作成日付を記載したものと認められ、そうすると、花子が褥瘡を発症したのは、一cm程度の仙骨部表皮剥離とその周囲が黒くなっているのを認めた前同日（平成二二年一〇月二十九日）であると認められる。

よって、争点一についての原告の主張は理由がない。

イ そして、被告は、同月二日、花子に臀部表皮の剥離と出血を認め、同月二十九日に上記のとおり一cm程度の仙骨部表皮剥離とその周囲が黒くなっているのを認めた一週間後の同年十一月五日に〇クリニック皮膚科を受診させている。その後の経過は、同クリニックの医師が、前同日、花子を診察し、直径五～六cmで全体的に皮膚が壊死し、皮下にポケットを生じている褥瘡を認め治療を開始したが奏功せず、花子の褥瘡に対する措置は入院の上施行されることとなったというものである。

以上によれば、被告は、花子の臀部を観察して異常を認めた際、適宜に専門医を受診させており、被告に花子を専門医を受診させるべき注意義務に違反したとは認められない。花子が〇総合病院に入院した上褥瘡の治療を受けることとなったのは、平成二二年一〇月二十九日に仙骨部表皮剥離とその周囲が黒くなっているのを認め、同年十一月五日に〇クリニックを受診したが、同クリニックにおける治療が奏功しなかったためであると窺われる。

よって、争点二についての原告の主張のうち、被告が専門医を受診させる注意義務に違反したという主張は、理由がない。

(2) 上記のとおり、原告は、争点二について、被告が二時間おきの体位交換を行わず、オムツの交換を行わず患部の清潔を保持せず、客観的なデータに基づいた栄養状態の把握や維持改善を行わず、臀部を観察しなかったと主張する。しかしながら、被告が花子の臀部を観察して異常を認めて皮膚科を受診させたことは、(1)で判示したとおりであり、臀部を観察しなかったとは認められない。原告の上記主張は、被告のサービス計画書や看護日誌等、介護記録に、必ずしも原告主張の頻度では体位交換やオムツ交換を行った旨がないこと、本件ホームに入所する前に発症していた花子の褥瘡がその後改善したのに上記のとおり花子の褥瘡が再発したことに由来すると窺われるが、被告が、花子につき適時に体位交換やオムツの交換、栄養状態の把握や維持改善を行わなかった具体的形跡は見当たらない。その他、花子が尿路感染症を発症したことについて、被告の注意義務ないしその違反を根拠付ける的確な事実の主張はなく、かつこれらを根拠付ける的確な事情も見当たらない。

コメントの追加 [10]: 安全配慮義務違反に関する判断です。

コメントの追加 [11]: まず、異常を認めた際、専門医に受診させる義務についての違反（結果回避義務違反）は認められないとしています。

(理由)

H22.10.29褥瘡発症→H22.11.5皮膚科受診は普通の流れ

コメントの追加 [12]: つぎに、

- ① 2時間おきに体位交換する義務
  - ② 2時間おきにオムツ交換して患部の清潔を保持する義務
  - ③ 栄養状態を把握し維持改善する義務
  - ④ 臀部を観察する義務
- についての違反（結果回避義務違反）も認められないとしています。

(理由)

- ① 2時間おきかは別にして適時に体位交換している。
- ② 2時間おきかは別にして適時にオムツ交換している。
- ③ 適宜に栄養状態を把握し維持改善している。
- ④ 臀部を観察したからこそ褥瘡がわかった。

以上によれば、被告が原告主張のその余の注意義務に違反したとは認められない。よって、争点二についての原告のその余の主張も理由がない。

### 三 争点三について

(1) 証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告は、花子に対し、本件契約の締結に際し、入居時一時金は施設の維持管理並びに共用部分の使用料に充当する旨、入居時一時金のうち入会金は入居時に一括償却として返還しない旨、うち入居保証金は、入居期間毎に償却され、残金を退去時に返還する旨、入居者が医療を要する場合の対応について、入院中も居室利用権は存続し、施設の都合で居室を使用することはなく、定期的な清掃を行う旨を説明した。

イ 被告と花子は、本件契約において、入居保証金の償却期間を契約始期より満五年間、同期間内に本件契約が終了する場合は、被告は、花子に対し、入居保証金を別紙入居保証金償却表記載の返金率で返還する旨を合意した。

ウ 花子は、被告に対し、本件契約を締結した際、同契約に基づき入会金として七〇万円を、入居保証金として二九〇万円をそれぞれ支払った（争いのない事実等（1）イ）。

(2) 原告は、入居時一時金について争点三についての原告の主張のとおり主張するが、権利金の受領を禁じた老人福祉法二九条六項の規定は、施行日（平成二四年四月一日）の前日までに旧老人福祉法二九条一項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二七年四月一日以後に受領する金品から適用するとされており（平成二三年六月二二日法律第七二号附則）、本件契約に基づき被告が受領した入居時一時金に老人福祉法二九条六項は適用がないことはそもそも明らかである上、(1)アの認定事実によれば、同条同項が受領を禁止する権利金その他の金員に相当するものと必ずしも認められない。原告は、被告が本件契約に基づき上記入居時一時金を受領したことが公序良俗に反し、または信義則に違反することを根拠付ける的確な事情を主張しない上、同事情があることを窺わせる事情も見当たらない。そうすると、被告が花子から入会金の支払を受けたことが、法律上の原因のない利得であるとはいえない。

よって、争点三についての原告の主張のうち入会金についての主張は理由がない。

(3) 争点三についての原告の主張のうち入居保証金についての主張は、花子が、○総合病院に入院した平成二二年一月一日に、本件ホームを退去したことを前提とするものであるが、花子についても同日をもって本件ホームを退去する手続がとられた形跡はなく、被告が(1)アの説明に反して前同日をもって花子が本件ホーム内の居室を利用できない状態にした形跡もない。以上によれば、被告が自認する退去日に先立つ前同日に本件契約が終了したとは認められず、(1)アの定めに基づいて算出した返還すべき入居保証金の額が、争いのない事実等(5)のとおり被告が自認し供託した金額を超えるとは認められない。

よって、争点三についての原告の主張のうち入居保証金についての主張も理由がない。

### 四 争点四について

なお念のため争点四について判示する。

原告は、丁原梅子が原告に対し平成二三年一月五日花子から相続した本件請求に係る花子の被告に対する債権を贈与したと主張するが、訴状における原告の当初の主張は、丁原梅子が前同日上記債権を原告が相続することに同意したというもので、その旨の丁原梅子作成名義の同意書を、訴状には添付したものの、書証としては提出せず、被告が上記主張を争うと、原告は、平成二五年五月一〇日付け準備書面をもって、本件の損害賠償請求権は、丁原梅子から原告に譲渡されたとみなすことができると主張したり、裁判所から釈明を求められると、同年七月五日付け準備書面をもって、本件の損害賠償請求権は、丁原梅子から原告に譲渡されたと主張したり、さらに債権譲渡の原因について釈明を求められると、同年九月五日付け準備書面をもって、丁原梅子は原告に対し本件の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権を贈与したと主張するに至り、さらに裁判所から同主張に係る贈与の日について釈明を求められると、同月九日本件口頭弁論期日において、贈与の日は平成二三年一月五日であると口頭で陳述するに至った。このように取得した債権の範囲及び取得原因の主張は変遷を重ねた上、最終的な主張の内容は上記訴状添付の同意書からおおよそ乖離したものとなった。なお、本件における原告の訴訟行為は、いずれも原告の訴訟代理人ないし訴訟復代理人である弁護士が、原告の委任に基づき行ったものと窺われる。

以上によれば、仮に花子が被告に対し本件請求に係る債権を有するとしても、原告がその法定相続分（その割合の主張すら本件では必ずしも明らかでない。）を超えて取得したとはいえない。

## 五 結論

以上のとおり、本件不法行為・債務不履行があった旨の原告の主張は理由がなく、被告が法律上の原因なくして原告主張の金額を利得したという原告の主張も理由がない。よって、本件請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

別紙 入居保証金償却表<略>